

小規模多機能型居宅介護事業所

【わくわくの里 運営規程】

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人ワーカーズわくわくが開設するわくわくの里（以下「事業所」という）が行う小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者に対し、事業所の介護支援専門員、介護従業者（以下「従事者」という）が、その居宅又は当該事業所において、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練等の適切な小規模多機能型居宅介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、要介護者となった場合においても利用者がその有する能力に応じ、その居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的な環境と地域住民との交流の下で事業所への通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせてサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、他の地域密着サービス事業者、その他の保険・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、それらの結果を公表し常にその改善を図らなければならない。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 わくわくの里
- 二 所在地 横浜市瀬谷区橋戸三丁目69番2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤1名、介護従事者と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも小規模多機能型居宅介護事業においてサービスの提供をする。

- 二 介護支援専門員 1名（常勤1名、介護従事者と兼務）

介護支援専門員は登録者にかかる居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたる。

三 介護従事者 16名（常勤5名、非常勤11名。常勤のうち1名は看護職）

介護従事者は、登録者の居宅を訪問して必要なサービスを提供するとともに、事業所において通い及び宿泊の利用者に対し必要なサービスを提供する。

看護師は、登録者の健康状態を把握し関係医療機関との連携をおこなう。

また、訪問、通い、宿泊においても必要なサービスを提供する。

（営業日及び営業時間等）

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 365日
- 二 サービス提供基本時間
 - ア 通いサービス 9:00～18:00
 - イ 宿泊サービス 18:00～9:00
 - ウ 訪問サービス 24時間

（登録定員及び利用定員）

第6条 当事業所における利用定員は次のとおりとする。

- 一 登録定員 25名
- 二 通いサービス 13名
- 三 宿泊サービス 5名

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

横浜市瀬谷区

（小規模多機能型居宅介護計画の作成）

第8条 事業所の介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に当たり、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護計画を作成する。

2 小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたっては、以下の点に留意して行う。

- 一 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、次条第1項に掲げるサービスを柔軟に組み合わせることとする。
- 二 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮する。
- 三 小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように利用者の機能訓練及びその者が安心して日常生活を営むことができるよう必要な支援・援助を行うこととする。

四 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り訪問サービスの提供
電話連絡による見守り等を行ない登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービス
を提供することとする。

(小規模多機能型居宅介護の内容)

第9条 小規模多機能型居宅介護サービスの内容は次のとおりとする。

- 一 通いサービス 事業所において、食事・入浴・排泄等の日常生活上の支援や世話・機能訓練を行う。
 - 二 宿泊サービス 事業所に宿泊していただき、食事・入浴・排泄等の日常生活上の支援や世話・機能訓練を行う。
 - 三 訪問サービス 利用者の居宅において、食事・排泄・環境整備等の日常生活上の支援や世話機能訓練を行う。
- 2 サービスの提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護サービス計画を基本としつつ利用者の日々の様態、希望等を勘案し適時適切に通い・訪問・泊まりのサービスを組み合わせた支援及び介護を行う。

(小規模多機能型居宅介護の利用料)

第10条 小規模多機能型居宅介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該小規模多機能型居宅介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割～3割の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金表に示す支払いを受けるものとする。

- 一 食事代 朝食400円、昼食800円、夕食800円（利用した場合にのみ）
 - 二 宿泊費 一泊につき3000円とする。
 - 三 おむつ代 実費
 - 四 第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う小規模多機能型居宅介護サービスに要した交通費及び送迎にかかる費用は、その実費を徴収する。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが相当と認められる費用について、実費を徴収する。
- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 サービスの提供に当たっては、利用者に以下の点に留意していただくものとする。

- 一 サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては入浴サービス等を中止する可能性があること。
- 二 利用日当日に欠席をする場合には前日もしくは、当日午前8時30分までに事業所に連絡をしていただくこと。

三 サービス提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止をしていただくことがあること。

(緊急時における対応方法)

- 第12条 事業所の職員は、小規模多機能型居宅介護サービスの提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を構ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には、事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。

(事故発生時の対応)

- 第13条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を行う。
- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

(苦情処理)

- 第14条 当事業所は、自ら提供した小規模多機能型居宅介護に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(身体的拘束等)

- 第15条 事業所は、小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束」という）を行ってはならない。
- 2 事業所は、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という）を記録しなければならない。
- 3 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合はこの限りではない。

(非常災害対策)

- 第16条 小規模多機能型居宅介護サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合には、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。

管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、非常災害時には避難等の指揮を執る。

2 非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行う。

(虐待の防止)

第17条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 善号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(運営推進会議)

第18条 当事業所の行う小規模多機能型居宅介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、瀬谷区の職員又は地域包括支援センター（地域ケアプラザ）の職員及び小規模多機能型居宅介護サービスについての知見を有する者とする。
- 3 運営推進会議の開催は、おおむね2ヶ月に1回以上とする。
- 4 運営推進会議は通い・訪問・宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し評価を受けるとともに必要な要望、助言を聴く機会とする。

(その他運営に関する留意事項)

第19条 当事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとしまた、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 継続研修 年2回

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 当事業所は、職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を漏らしてはならない旨を雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人ワーカーズわくわく理事会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年3月1日より施行する。

附則

この規定は、平成25年12月1日から施行する。

附則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成30年12月1日から施行する

附則

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。